

平成20年第3回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成20年8月5日(火曜)午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名人の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第4号 専決処分の報告について

専決第13号 損害賠償の額の決定並びに和解について

専決第14号 損害賠償の額の決定並びに和解について

日程第 4 委員会提出議案第5号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 5 議案第56号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第 6 議案第57号 工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22名)

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	10番	渡部忠雄	議員
11番	湯田秀春	議員	12番	星登志一	議員

13番	星	和男	議員	14番	平野	昌盛	議員
15番	阿久津	梅夫	議員	16番	渡部	東	議員
17番	芳賀沼	順一	議員	18番	菅家	幸弘	議員
19番	大竹	幸一	議員	20番	児山	寿明	議員
21番	五十嵐	司	議員	22番	渡部	康吉	議員

欠席議員（0名）

説明のための出席者

湯田	芳博	町長	渡辺	仁	副町長
横山	恒廣	教育長	穴戸	英樹	直轄政策室長
五十嵐	竹則	会計室長	室井	裕	総務課長
星	光幸	企画観光課長	馬場	増男	税務課長
長沼	芳樹	住民生活課長	近藤	甚悦	健康福祉課長
大竹	政義	建設課長	星	安晴	環境水道課長
角田	厚	農林課長	渡部	文政	農業委員会事務局長
斎藤	友一	学校教育課長	酒井	直伸	生涯学習課長
星	廣政	舘岩総合支所長	横山	孝夫	伊南総合支所長
児山	忠男	南郷総合支所長			

事務局職員出席者

渡部	俊夫	議会事務局長	馬場	秀成	事務局長補佐
----	----	--------	----	----	--------

午前10時00分開会

開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労様です。只今の出席議員は 22 名であります。

只今から、平成 20 年第 3 回南会津町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

大変暑くなっております。上衣の脱衣を許可します。

会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、2 番 渡部俊夫君、11 番 湯田秀春君を指名いたします。

会期の決定

○渡部康吉議長 次に日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。

報告第 4 号 専決処分の報告について

○渡部康吉議長 次に日程第 3 報告第 4 号 専決処分の報告について、
専決第 13 号 損害賠償の額の決定並びに和解について、
専決第 14 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成 20 年第 3 回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本臨時会の報告及び議案説明に入ります前に、先月 18 日付で発令しました職員の懲戒処分についてご報告申し上げます。

まず事案の概要を説明申し上げますと、本町の 35 歳の男性職員が、担当していた職務の事務処理の怠慢により、徴収不能となった使用料の立替と、自らの借金返済にあてるため、職務外で従事していた団体の会計の中から、936,506 円を不正に流用していた事実が判明したものであります。

本人も事実を認めると共に反省し、全額を弁済しておりますが、公務員としての信用を失墜させ、町民の皆様にご不信感を与えた影響は重大なものがあり、停職 1 ヶ月の懲戒処分といたしました。

今回の職員の不祥事につきましては、誠に遺憾であり、今後このような事故が発生しないよう事故防止の対策を講じるとともに、服務規律の徹底を図ってまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

それでは、はじめに、報告第 4 号専決処分の報告についてを、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

まず、専決第 13 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、平成 20 年 2 月 28 日、田島地域の後原地内を除雪作業中、積雪で覆われていた隣接する墓地の階段部分を損傷させたものでありまして、過失割合を町 100 パーセントとして、相

手方に賠償金 130,000 円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものです。

次に、専決第 14 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、平成 20 年 5 月 30 日、出張中の職員が伊達郡川俣町役場駐車場において、公用車運転中後方確認を怠ったため、駐車中の相手車両を損傷させたものでありまして、同じく過失割合を町 100 パーセントとして、相手方に賠償金 27,373 円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものであります。

以上、専決処分いたしました 2 件につきまして、ご説明申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。これをもって、報告第 4 号 専決処分の報告についてを終わります。

委員会提出議案第 5 号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則について

○渡部康吉議長 次に日程第 4 委員会提出議案第 5 号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

17 番 芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 おはようございます。委員会提出議案第 5 号について提出者の趣旨説明を行います。

只今議題となりました、委員会提出議案第 5 号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則について、本案は地方自治法の一部を改正する法律が、平成 20 年 6 月 11 日に成立し、6 月 18 日に公布されたことに伴いまして、規則の一部改正をするものであります。今回の改正内容では、普通地方公共団体の議会の実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場を設けることができることの規定が、地方自治法第 100 条第 12 項に盛り込まれたため、現行の第 12 項の議員派遣に関する規定が、1 項繰り下げ第 13 項となったことから、町議会会議規則第 119 条に

規定する議員派遣の法規定条文を、地方自治法第 100 条第 12 項から地方自治法第 100 条第 13 項に改めるため所要の改正をするものです。

なお、この規則の施行期日は政令で定める日から施行されることとなっています。

以上、提案申し上げましたので、規則改正に係る提出者の趣旨説明を終わります。

みなさまの慎重なるご審議をいただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

19 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 今の説明を聞きまして、初めて聞いたんですが 12 項に新しく入る内容について、きょう初めて聞いたものですから、もう一回聞きたいことが一つ。それから二つ目は、新しく入る項目が町の会議規則の中に入れる必要がないのかなという 2 点を伺います。

○渡部康吉議長 17 番 芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 お答え申し上げます。12 項の内容ということではありますが、12 項の内容はみなさんのお手元に資料 3 という用紙が配ってあると思います。議運で慎重審議した結果、この内容、この中の⑫というところに、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる。という 1 項が入ります。

次に町条例にというおただしであります。それについては、現在、この条例は国の法規は 6 月 18 日施行でありますので、それから 3 カ月以内に各町村でこれを定めなさいということですので、これが本議会で通ったとしても施行は 9 月 19 日であります。その 9 月の本議会に間に合わないということで本臨時会に出したことですが、内容については現在、県の議長会その他で準則を細かく見直しておりますので、その準則が町議会に届きしだい検討しながら、次の 9 月議会には間に合うのではないかと考えておりますのでご理解ください。

○渡部康吉議長 19 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 わかりました。しかも 6 月の 11 日に決まったということですから、6 月議会の直前ですか、実際の説明のあったのはその後でしょうから、今回でやむを得ないと思いますが、今後ですね、状況が変わった場合には、できれば 5 分でも 10 分でもいいですから、全員協議会で全員に説明してから議案にしてもらえるとありがたいという要望を申し上げまして、質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第 56 号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

○渡部康吉議長 次に日程第 5 議案第 56 号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第 56 号地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、議員活動と議員報酬に関して、地方議会議員の位置付けを明確化するための地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことから、関係する南会津町特別職報酬等審議会条例並びに南会津町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部について、用語を改正するものでありますので、よろしくご審議を賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第 57 号 工事請負契約について

○渡部康吉議長 次に日程第 6 議案第 57 号 工事請負契約についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第 57 号 工事請負契約についてを、ご説明いたします。

本案は、館岩小学校体育館建設事業にかかる建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものでありまして、株式会社 館岩工務所ほか 10 社を指名し、去る 7 月 22 日指名競争入札を実施した結果、請負金額 196,875,000 円で、株式会社 館岩工務所が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

本工事の概要は、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り 2 階建て 延べ床面積 933.55 平方メートルであり、工期は、平成 21 年 3 月 10 日までを予定しております。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

19 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 この議案について特に異論があるわけではありませんが、きょうもこれが終わったら全員協議会が予定されているようではありますが、この議案についても本来は、事前に全員協議会をやってその中で説明をすることが、わたしは必要でないかと思うんですね。一昨年あたり、いろいろ説明聞きましたけれども、それから 2 年くらい経っていますのでいろいろ状況も変わっていると思うんですね。そういう点で今からでも変更して全員協議会に切り替えて説明をできないのかという点を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。ただいま、お話がありましたが、私の認識では特に全員協議会という内容と理解をしております。ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 この前の3月議会の当初予算を見ると、2億8千4百万程が予定に上がっておりまして、体育館の取り壊し、新しくつくと2つの項目が上がっていた訳ですが、2億8千4百万から1億9千6百万を引きますと8千7百万ほどになるわけなんです、体育館の取り壊しはたしか、議案にあがらなかったの5千万以下だったと思いますが、これに関連する質問といたしまして、取り壊しについてどういう金額でいつからいつまでやって、どういう人がやったのか内容について伺います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。統合館岩小学校にかかる体育館の解体工事でございますが、金額は4千16万円でございます。工期につきましては、5月19日から10月17日までとなっております。ただいま申し上げました建築主体工事のほかに、機械設備工事が発注となっております、請負金額が5百85万9千円でございます。工期につきましては、本体工事と同じく21年3月10日を工期としております。そのほかに電気設備工事として、1千2百18万円の価格で落札されておまして、この工期につきましても平成21年3月10日を工期としております。以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

19番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 先ほど町長のほうからは、特に全員協議会で説明する考えはないとのことでしたが、たとえば文教厚生委員会とかそういうところではきちんと説明されていたと思いますが、その辺どうなっているか伺います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。文教厚生委員会では6月定例会の委員会の中で、取り壊しの説明をしているところでございまして、その他については説明はしていないところでございます。以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番 星登志一君。

○星登志一議員 1点だけお伺いします。予算書にあがった当時と実際に契約した時、ある程度金額が変わるのはしょうがないと思いますが、今回の建物の契約について、総額は、約1億9千680万円ということなので、この財源の内訳ですね、国、県あるいは町とそれから、町については、どういった起債をつかうのか、それについては、国、町どのような負担率になっているのか、その点について、お伺いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。館岩統合小学校体育館建設事業につきましては、先ほど学校教育課長が申しあげましたとおり、建築主体工事、機械、それから電気設備工事ということで、あわせて全体で2億1千5百万円の契約金額となっております、その財源内訳といたしましては、今後、国庫負担金の申請によりまして、若干国庫負担金が動く可能性がございますが、当初で予定しておりますのは、約8千6百万ほど国庫負担金として予定しております、残りにつきましては、過疎対策事業債、これを充当するという考えでございまして、額が当初予算と変わってきている部分につきましては、過疎対策事業債で調整するとこのような考え方でおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番 星登志一君。

○星登志一議員 過疎対策債ということなんですが、これは国70、町30で間違いはないですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 交付税の財源措置の70パーセントにつきましては、変わりございません。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

15番 阿久津梅夫君。

○阿久津梅夫議員 この工事の請負なんですが、館岩建設がつぶれ、そして今の物価状態で、鉄骨、燃料、請負中にこればバーンと上がった場合に、見直す契約はあるのですか。

もし、あったらそのようなことも見てもらいたいと思っております。今、鉄骨が高いから。これ以上、館岩に土建屋がなくなったら大変だから。請負ってつぶれた何にもならないから。見直しのことも、一応考えてもらいたいんです。お願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。今ほど、議員の方からお話しのあったのは、工事請負契約の単品スライド制度ということでございまして、基本的には工事の実際に設計した金額から、急激な鉄骨、それから油関係の資材が高騰で1パーセントの差がでた場合に、単品スライド制の条項を適用しながら契約変更のほうに望んでいきたいと基本的に考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

閉会

○渡部康吉議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

上依の着衣をお願いします。

以上をもちまして、平成20年第3回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成20年 月 日

南会津町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員